様式第１（設備導入補助型）

（別紙３）

海外生産割合の算出について

１．生産する製品・部素材

補助事業で生産する製品・部素材名（様式第１（別紙１）より転記）

２．海外生産割合について

「補助事業の要件」の対象となる製造する製品・部素材の海外生産割合が国内全体で５０％以上となっていることについて、以下の（１）～（３）に従って説明してください。

（１）～（３）はすべて記載することとし、記載漏れがあった場合や記載された数字の根拠等が不明な場合は審査の対象外とすることがあります。

（１）当該製品・部素材の海外生産割合（端数が生ずる場合、小数点第三位を四捨五入すること）

％≧５０％

（２）上記（１）の海外生産割合の導出過程（必ず計算式により、定量的に記述すること）

（注１）数字の単位（金額、数量、重量等）を明記すること。

（注２）導出された海外生産割合の時点を明記すること。

（注３）計算過程で用いた数字の出典を明記すること。また出典の文献等をエビデンスとして添付すること。

（参考例）海外生産割合の算出方法：申請者が生産しようとする製品・部素材について、国内市場規模等に占める海外からの輸入額の割合。具体的には、当該製品等の海外からの輸入額を、①国内市場規模、②国内流通額、③海外輸入額と輸出額の差分と国内生産額の合計値、のいずれかで割った値で算出。輸入額・生産額等について金額で示せない場合については数量、重量等での記載も可。

（３）当該製品・部素材の海外生産割合が国内全体で５０％以上であることの説明（上記（２）において説明が及ばなかった定性的な内容や前提条件等について記述すること）

（注１）有識者等第三者による客観的な証明等がある場合は添付すること。

（注２）関連資料がある場合は、公表資料や社内検討資料等を添付すること。

様式第１（設備導入補助型）

（別紙４）

一国への集中度の算出について

１．生産する製品・部素材

補助事業で生産する製品・部素材名（様式第１（別紙１）より転記）

２．一国への集中度について

「補助事業の要件」の対象となる製造する製品・部素材の一国への集中度が１５％以上となっていることについて、以下の（１）～（３）に従って説明してください。

（１）～（３）はすべて記載することとし、記載漏れがあった場合や記載された数字の根拠等が不明な場合は審査の対象外とすることがあります。

（１）当該製品・部素材の一国への集中度（集中度最大の国について記載、また、端数が生ずる場合、小数点第三位を四捨五入すること）

国名：

％≧１５％

（２）上記（１）の一国への集中度の導出過程（必ず計算式により、定量的に記述すること）

（注１）数字の単位（金額、数量、重量等）を明記すること。

（注２）導出された一国への集中度の時点を明記すること。

（注３）計算過程で用いた数字の出典を明記すること。また出典の文献等をエビデンスとして添付すること。

（参考例）一国への集中度の算出方法：申請者が生産しようとする製品・部素材について、国内市場規模等に占める最大輸入国からの輸入額の割合。具体的には、当該製品等についての最大の輸入国からの輸入額を、①国内市場規模、②国内流通額、③海外輸入額と輸出額の差分と国内生産額の合計値、のいずれかで割った値で算出。輸入額・生産額等について金額で示せない場合については数量、重量等での記載も可。

（３）当該製品・部素材の一国への集中度が１５％以上であることの説明（上記（２）において説明が及ばなかった定性的な内容や前提条件等について記述すること）

（注１）有識者等第三者による客観的な証明等がある場合は添付すること。

（注２）関連資料がある場合は、公表資料や社内検討資料等を添付すること